

安全管理者選任時研修のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

事業者は、安全衛生管理体制の充実をはかるため、製造業、建設業などの一定の業種で常時50人以上の労働者を使用する場合には安全管理者の選任が義務づけられています。(労働安全衛生法第11条)

また、労働安全衛生規則の改正により、平成18年10月1日から資格要件が変わり、「安全管理者は厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から選任」することとされています。

これを受け、当連合会では、安全管理者選任の一定の要件を満たす方を対象に、厚生労働大臣が定める研修を実施いたします。

是非ともこの機会に、対象者の受講についてご検討をお願いします。

なお、本講習は、全科目を修了した方に、即日、修了証を交付します。

記

1. 開催日	平成30年6月14日(木)～15日(金)の2日間
2. 会場	勢多会館 〒371-0805 前橋市南町4-30-3 ☎ 027-224-6692
3. 定員	60名
4. 講習科目	・安全管理(3時間) ・自主的安全衛生活動(3時間) ・安全教育(1.5時間) ・関係法令(1.5時間)
5. 講習料等	地区協会会員の場合、 <u>16,632円</u> 地区協会非会員の場合、 <u>18,792円</u> (いずれも受講料、テキスト代1,400円及び消費税含みます。) 直接お申し込みいただくか、口座振込みでお願いします。
6. その他	受付は、午前9時まで(時間厳守)に済ませてください。 第1日目は、午前9時から5分間、オリエンテーションがあります。